

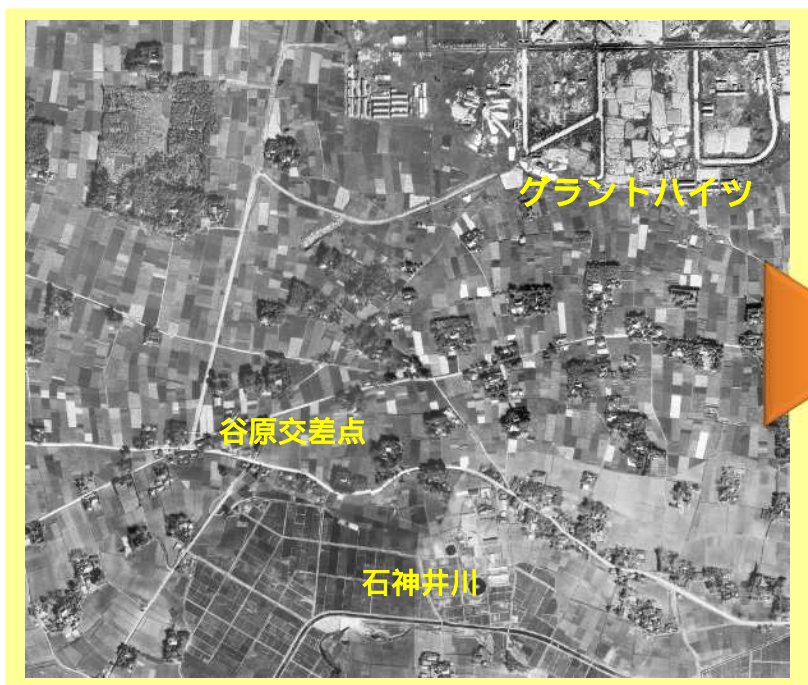
前川区長 記者会見

【会見内容】

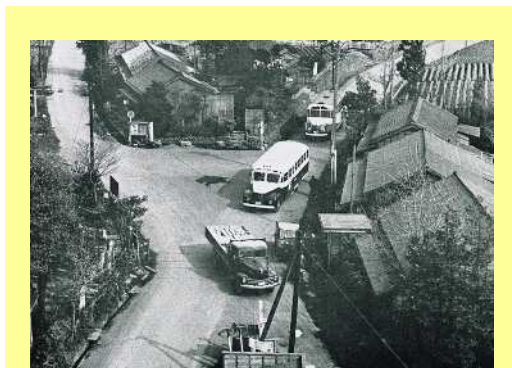
- 1 練馬区独立70周年
- 2 区政改革
- 3 出張所の廃止と跡施設活用
- 4 介護予防・介護サービスの充実
- 5 認可保育所および区立幼稚園の保育料の改定
- 6 公共交通空白地域改善計画の改定

1 練馬区独立70周年

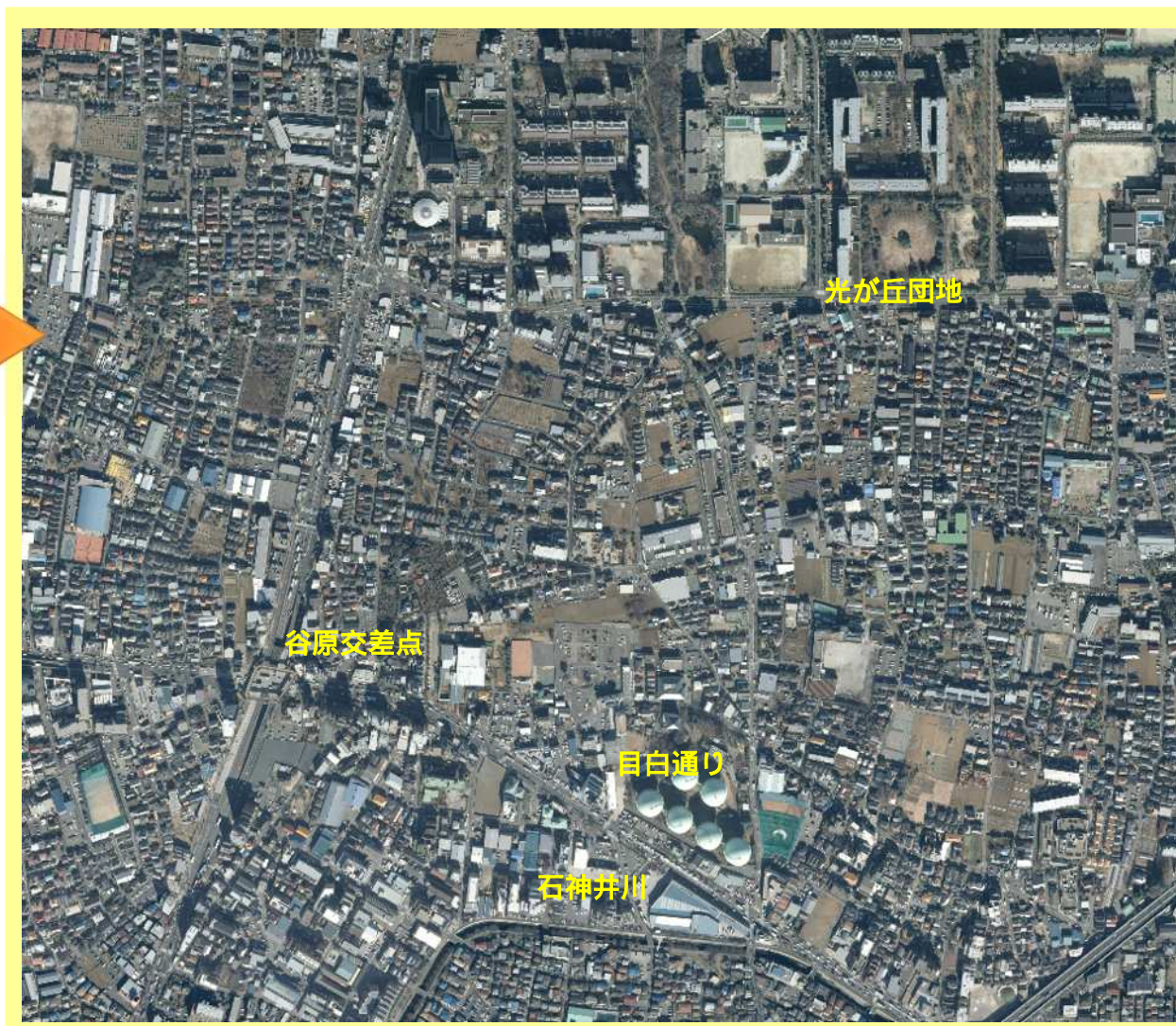
～昭和22年8月1日、板橋区から分離独立し、23番目の特別区として誕生～



昭和22年の谷原付近
(承認番号平18総使、第545号)



昭和25年頃の谷原交差点周辺



平成26年の谷原付近

練馬区独立70周年記念事業を展開します

- ・練馬区が誕生して来年で70年
- ・独立当時人口11万、草深い畑作地帯だった町は、人口72万の大都市へと変貌を遂げた
- ・自主自立の気概に富む先人が、分離独立の道を選び、嘗々と努力してきた
- ・練馬区の未来は未だこれから
- ・発展が急激であっただけに、鉄道や道路などのインフラ整備が不十分なまま都市化が進んだ
- ・後れたからこそ、豊かなみどりや農地が残り、地域の絆も生きている。人口も増え続けている。
- ・「後なる者が先になる」、得難いチャンスが、練馬区に訪れている
- ・既に23区で子育てしやすい区のトップに、家族と住みたい区の2位に選ばれている
- ・みどりと農業は勿論断トツトップ
- ・都市インフラの整備など、これからが頑張り時。区民の皆様とともに、我も石一つ積みむ

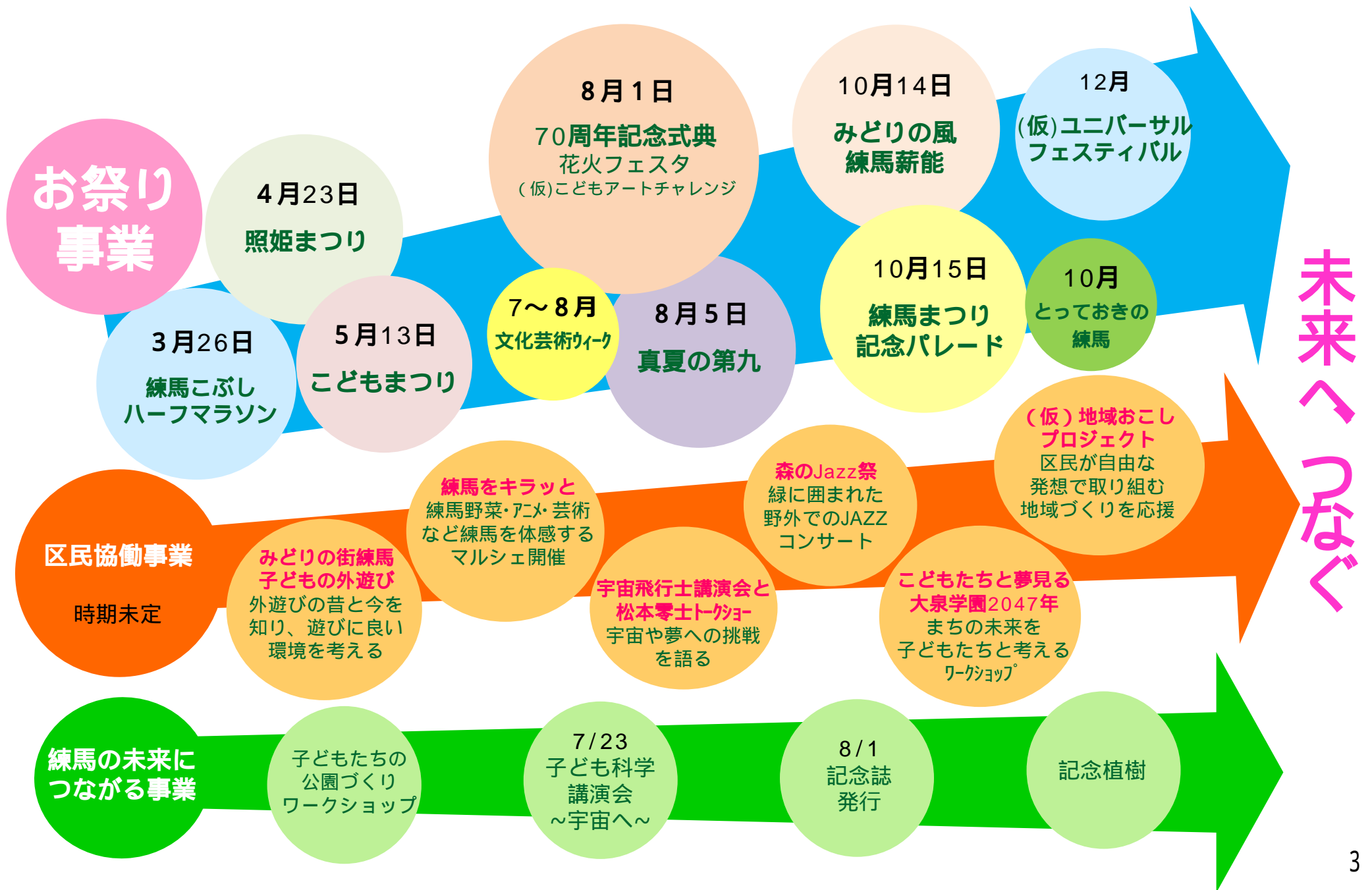


(出典：ねりま区報8/1発行号より)

70周年という記念すべき年

- ・記念事業は、区のイメージアップ作戦「よりどりみどり練馬」の集大成として位置付け、区民参加と協働により展開

主な練馬区独立70周年記念事業



練馬区独立70周年記念ロゴマーク



練馬区の魅力である豊かなみどりを表しており、葉っぱが「みどりの風」にそよいでいる様子表現しています。

今後の展開

第1弾 平成29年1月から、ポスター・チラシ等を区役所・区立施設で掲示し、区民へ告知

第2弾 平成29年6月から、告知動画・ポスター等をデジタルサイネージ、西武線車内・駅等で展開し、区内外へ発信

2 区政改革

～「改革ねりま」を推進～



区民の皆様の参加を得ながら、区政を運営

ビジョン
(政策)

27年3月
「みどりの風吹く
まちビジョン」
発表

今後の政策の方向性と戦略
計画を明らかにした区政運
営の羅針盤【戦略計画期間
27～31年度】



27年6月
アクションプラン
発表

みどりの風吹くまち
ビジョンの実施計画
【計画期間 27～29年度】

ビジョン・アクションプランを着実に実施！



撮影: 日本大学芸術学部
写真学科 奥沼義明

区政改革

27年6月
区民参加で
区政改革に
着手

区民、学識経験者、企業経営者などで
構成する「区政改革推進会議」を設置、
全12回開催

27年12月
「練馬区の
『これから』を
考える」発表

区の重要な課題の現状や将
来見通しと、改革に向けた
区の考え方を示した資料

28年10月
区政改革計画
策定

5月に素案を公表。区民、
区議会からご意見を伺い、
計画を策定

イメージ
アップ

27年3月
広報キャンペーン
「よりどりみどり
練馬」
スタート!

練馬の魅力を区内外に発信するPR作戦を開始



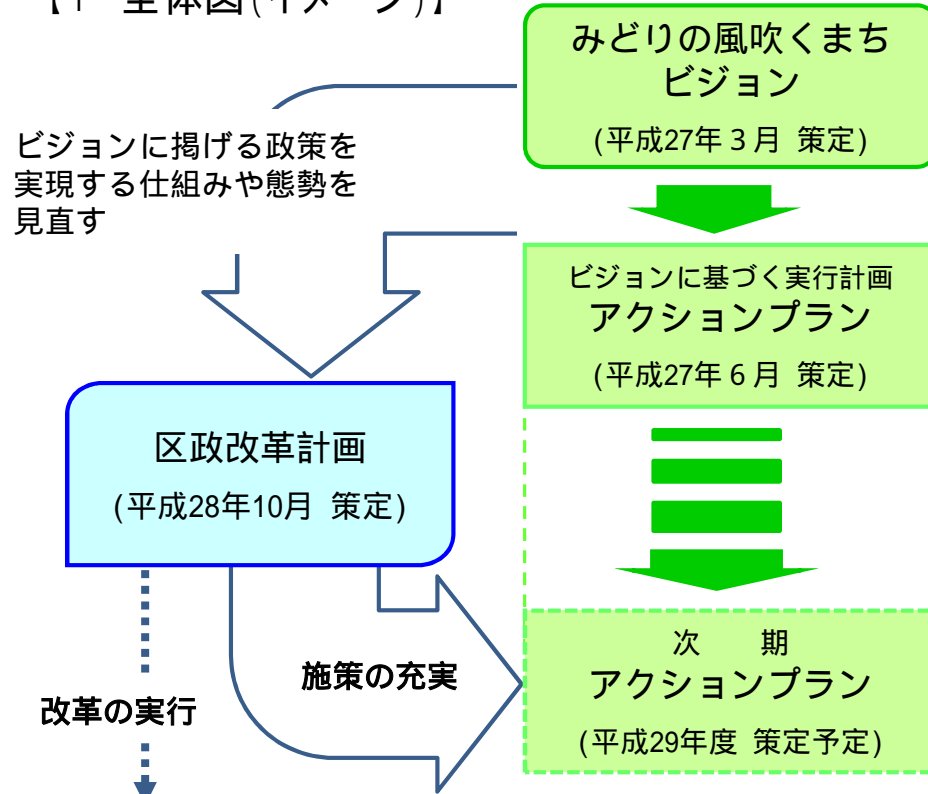
練馬区独立
70周年
(29年8月1日)
に向けて

区民1千人以上が参加したテレビCMを制作し、区民参
加でこれまでにない広報を展開

練馬区を豊かで美しいまちへ

改革ねりま(ビジョン・区政改革)の全体図、区政改革計画の策定

【1 全体図(イメージ)】



個別の計画、取組

- ・ 公共施設等総合管理計画
(平成28年10月 素案を公表)
- ・ 出張所の廃止と跡施設の活用
- ・ 情報化基本計画(平成28年10月 策定)
- ・ 人事戦略(平成28年度策定予定) 他

【2 計画策定までの経過】

平成27年3月	「みどりの風吹くまちビジョン」を策定
平成27年12月	「みどりの風吹くまちビジョン アクションプラン」を策定
平成27年6月	練馬区区政改革推進会議の設置 (以後、12回にわたり開催)
平成27年12月	「練馬区の『これから』を考える ～区政の改革に向けた資料～」を公表
平成27年12月21日	区民意見反映制度による意見聴取 (平成28年2月8日まで)
平成28年1月17日 ～31日	「区長とともに練馬の未来を語る会」を 区内6会場で開催
平成28年3月24日	練馬区区政改革推進会議からの提言 シンポジウム「区民の視点からの区政改革を めざして」を開催
平成28年5月	(仮称)区政改革計画(素案)を公表
平成28年6月1日	区民意見反映制度による意見聴取 (平成28年7月25日まで)
平成28年6月15日 ～30日	「担当職員による計画素案説明会」を 区内4会場で開催
平成28年7月1日 ～16日	「区長とともに練馬の未来を語る会」を 区内4会場で開催
平成28年10月	区政改革計画(案)を公表 区政改革計画を策定

区政改革計画 3つの方策・16の取組

【方策1】区民参加と協働の区政に取り組みます

- 取組1 区民と区が力を合わせ安心して暮らせる地域をつくります（ねりまビッグバン展開、協働により防災や地域福祉を推進）
- 取組2 区民と区、区民同士がつながる情報受発信の仕組みをつくります（ねりまちポータル創設、区民PRポータルなど）
- 取組3 区民とともに練馬のみどりを守り育てます（みどりの区民会議設置、ねりマルシェ拡充など）
- 取組4 「練馬ならではの」の都市文化を楽しめるまちにします（練馬薪能など文化芸術を身近で楽しめる環境整備）
- 取組5 区民参加で独立70周年を祝い未来へつなぎます（区民参加による記念事業実施、区民協働事業実施など）

【方策2】区民サービスの向上と持続可能性の両立を実現します

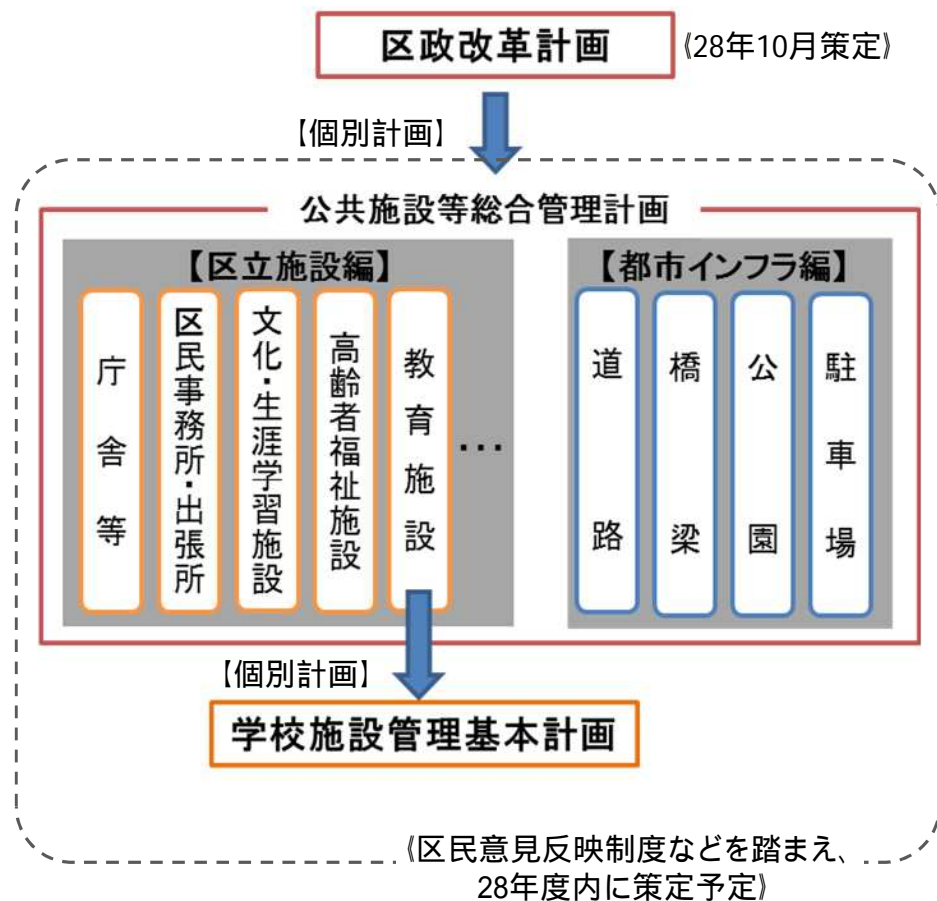
- 取組6 社会状況の変化に対応した子育て環境をつくります（待機児童解消、ひとり親家庭支援など）
- 取組7 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくります（街かどケアカフェ、はつらつシニアクラブ、特養整備など）
- 取組8 障害者の地域生活を支える体制を強化します（ニーズ調査、重度障害者グループホーム整備、エバーグリーンツェルなど）
- 取組9 安心して医療が受けられるように地域医療を充実します（病院誘致、在宅療養ネットワーク構築など）
- 取組10 区民生活を支える福祉事務所を充実・強化します（担当課設置、ケースワーカー増員）
- 取組11 練馬区の魅力と活力を次世代につなぐまちづくりを進めます（道路ネットワーク形成、大江戸線延伸など）
- 取組12 施設のあり方を区民参加により見直します（機能転換、統合・再編、複合化、委託・民営化など）

【方策3】区役所の総力をあげて改革を実行します

- 取組13 持続可能な財政基盤を確立します（財政状況を公表、基金積立、自主財源確保、補助金見直しなど）
- 取組14 組織のあり方を見直します（人事制度改革、職員育成、組織の体質を強化など）
- 取組15 外郭団体を見直します（役割と区の関与を見直し、観光協会の事業整理・障害者就労促進協会見直しなど）
- 取組16 ICT（情報通信技術）を積極的に活用します（マイナンバーカード活用、公衆無線LAN整備など）

公共施設等総合管理計画

【1 公共施設等総合管理計画の位置付け】



【2 区民意見募集の状況等】

募集・実施方法	概要
区民意見反映制度	10月21日から11月21日まで実施
計画素案の説明会	区内6会場で実施
区政モニター	11月にモニターアンケートを実施(約200名)
その他	団体等へ素案を説明・配付

【3 今後のスケジュール】

平成28年		平成29年	
10月～11月	12月～1月	2月～3月	
素案の公表		案を区議会へ報告	公共施設等総合管理計画策定
ご意見の募集(11/21まで)	ご意見の検討・案の作成		
素案説明会			

公共施設等総合管理計画

【区立施設編】

第一章 区立施設の現状と将来見通し

- ・練馬区の特徴
- ・区の施設の現況
- ・維持・更新に係る経費と財政負担

第二章 区立施設マネジメントの方針

- ・区立施設マネジメントの目標
- ・施設配置の最適化方針
- ・維持・更新の方針
- ・運営の方針
- ・適正負担の方針
- ・リーディングプロジェクト

第三章 施設種別ごとの方針

- ・施設種別ごとの「10年後を見据えた方針」

第四章 区立施設マネジメントを推進するために

- ・安全管理・点検
- ・区立施設マネジメントの推進

【都市インフラ編】

第一章 道路

東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、都市計画道路の整備を着実に推進。あわせて無電柱化やバリアフリー化を推進。

植栽や街路樹の管理は、区民との協働を進め、地域による管理拡大に取り組む。区民の協力のもと、生活道路の破損などは速やかに修繕するなど、きめ細かく維持管理を実施。

第二章 橋梁

区内橋梁は、昭和40～50年代に架設されたものが多く、一斉に補修・架け替え時期を迎える。H25.7月に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の長寿命化を進める。

第三章 公園

みどりの風吹くまちビジョンアクションプランに基づき、地域性を考慮した特色ある公園を整備。貴重な樹林地保全やみどりのネットワークの形成を推進。

新たに設置する「みどりの区民会議」での議論をもとに、住民による管理拡大に取組、区民協働による維持管理を推進。

職員巡回に加え、区民情報も活用し、きめ細かく維持管理を実施し、遊具などの安全性を確保。

第四章 駐車場

自転車駐車場：都と連携しながら道路区域内に整備するなど、必要台数を確保。短時間利用に対応した管理機器を導入し、放置自転車対策を推進。

自動車駐車場：区立駐車場の新設は行わない。現在の施設は計画的に修繕し、安全性の確保と経費の抑制、効率的な維持管理を目指す。

公共施設等総合管理計画(区立施設編)～概ね30年先を見通した総合的マネジメントの方針～

5つの目標

【目標1】リアルな区民ニーズに応えるサービスを実現

- ・従来の施設の設備や機能にとらわれず、柔軟な発想で見直し、区民ニーズに応えるサービスを実現
- ・民間の力を積極的に活用

【目標2】持続可能性を確保

- ・区の施設として必要かどうかを精査し、真に必要な機能・規模に
- ・未来の世代との負担の均衡に配慮
- ・税と利用者負担のバランスを見直し

【目標3】安全で利便性の高い施設に

- ・耐震性をはじめ安全性の確保を最優先
- ・誰もが使いやすいユニバーサルデザインの施設に

【目標4】まちづくりと一体的に取り組む

- ・駅の周辺への施設の集約や、みどりと施設が融合したまちの魅力の向上など、まちづくりと一体的に施設を整備

【目標5】区民参加と協働によるマネジメントを推進

- ・施設のあり方を区民の皆さんとともに考え、運営についても協働をさらに推進

30年先を見通した4つの方針

1 施設配置の最適化方針

機能の転換(出張所廃止と別機能への転換)・統合・再編(児童館や敬老館等地域施設の再編、複合化)

2 維持・更新の方針

施設の目標使用年数を80年とします。施設の改修メニューを絞り込みます。新築・改築時には施設規模を精査します。

3 運営の方針

区が直接担うべき業務は引き続き直営とし、民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本に、委託や民営化を推進

10年程度を目途に新たに進める委託・民営化の取組

- ・保育園20園の委託実施、民営化へ取組
- ・ねりっこクラブを全小学校で実施
- ・児童館機能を見直し、運営手法を検討
- ・大泉ケルリスの民営化を検討
- ・福祉園・福祉作業所の運営方法を検討
- ・清掃事務所の可・不燃ごみの収集作業委託を拡大
- ・小中学校の学校調理10校、学校用務13校を委託
- ・石神井図書館および花とみどりの相談所への指定管理者制度導入を検討

4 適正負担の方針

他自治体や民間施設の状況、維持・運営経費などをもとに使用料等の見直しを検討

リーディングプロジェクト

1 出張所の廃止と別機能への転換～出張所跡施設活用計画(素案)～

出張所の業務は郵便局やコンビニで対応し、利便性を高めました。出張所は来年3月に廃止し、施設規模や地域に応じた活用を推進

2 高野台運動場用地における病院と福祉園の整備

高野台運動場を廃止し、回復期・慢性期病院を誘致するとともに、石神井町福祉園を移転し定員を拡大。福祉園跡地は、障害者グループホーム誘致を検討。

3 地域施設(児童館、敬老館、地区区民館、地域集会所)の再編

児童館、敬老館等地域施設の機能を徐々に転換し、長期的に新たな地域施設として中学校区に1か所程度、再配置を目指す。

- | | |
|-------|------------------------------|
| 児童館機能 | 乳幼児・保護者の子育てひろば
や中高生の居場所機能 |
| 敬老館機能 | 街かどケアカフェ等、介護予防機能 |
| 集会所機能 | 地域住民の活動・交流の場機能 |

4 旭丘小・小竹小・旭丘中の統合・再編

過小規模である3校を、小中一貫教育校へ再編する方針を示し、保護者や地域の方のご意見を伺いながら進める。

5 北保健相談所移転と周辺施設の集約

東京MID平和台駅付近に移転・改築。併せて周辺の老朽施設を複合化。跡地は、売却や貸付により、整備財源の確保を検討する。

学校施設管理基本計画 ～公共施設等総合管理計画の個別計画として策定～

学校の適正配置を推進

児童生徒が人との関わりの中で学び成長していくために、一定の児童数と学級数が必要。適正規模の学級数は12～18学級とする。過小規模校を中心に統合・再編を検討。過大規模校は通学区域変更を検討。

計画的な改築を推進

改築にあたっては、小中一貫教育やICT学習への対応など、学習環境の充実を図る。学校施設は、1校あたりの改築費用が多額であり、財政負担の平準化のため、概ね年間2校ずつ進める。

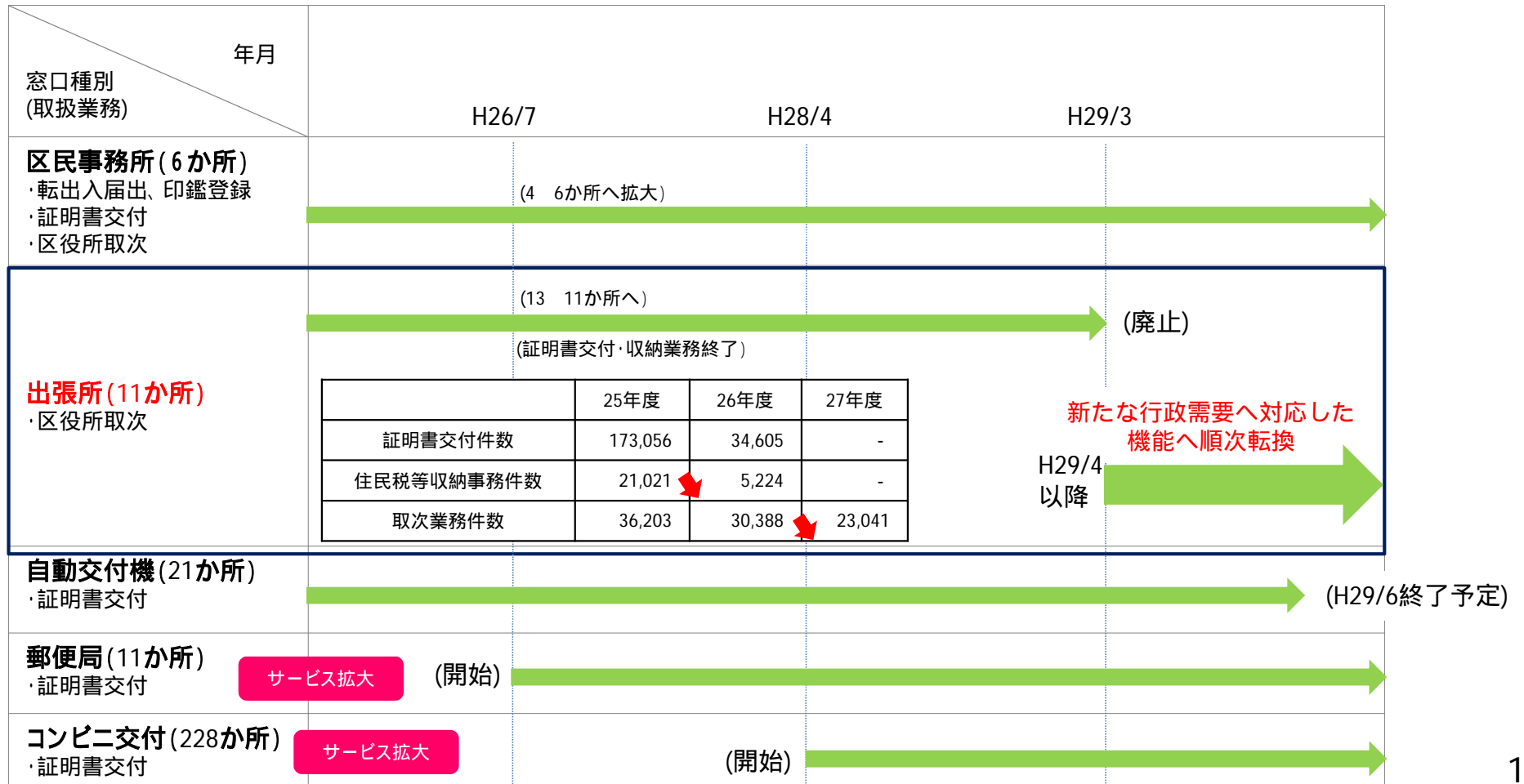
複合化を推進

学校は、教育施設であるとともに地域で最も身近な公共施設。周辺施設との複合化は、区民サービスの向上や区全体の改築・改修費用の抑制につながるため、周辺区立施設との複合化を進める。

3 出張所の廃止と跡施設の活用

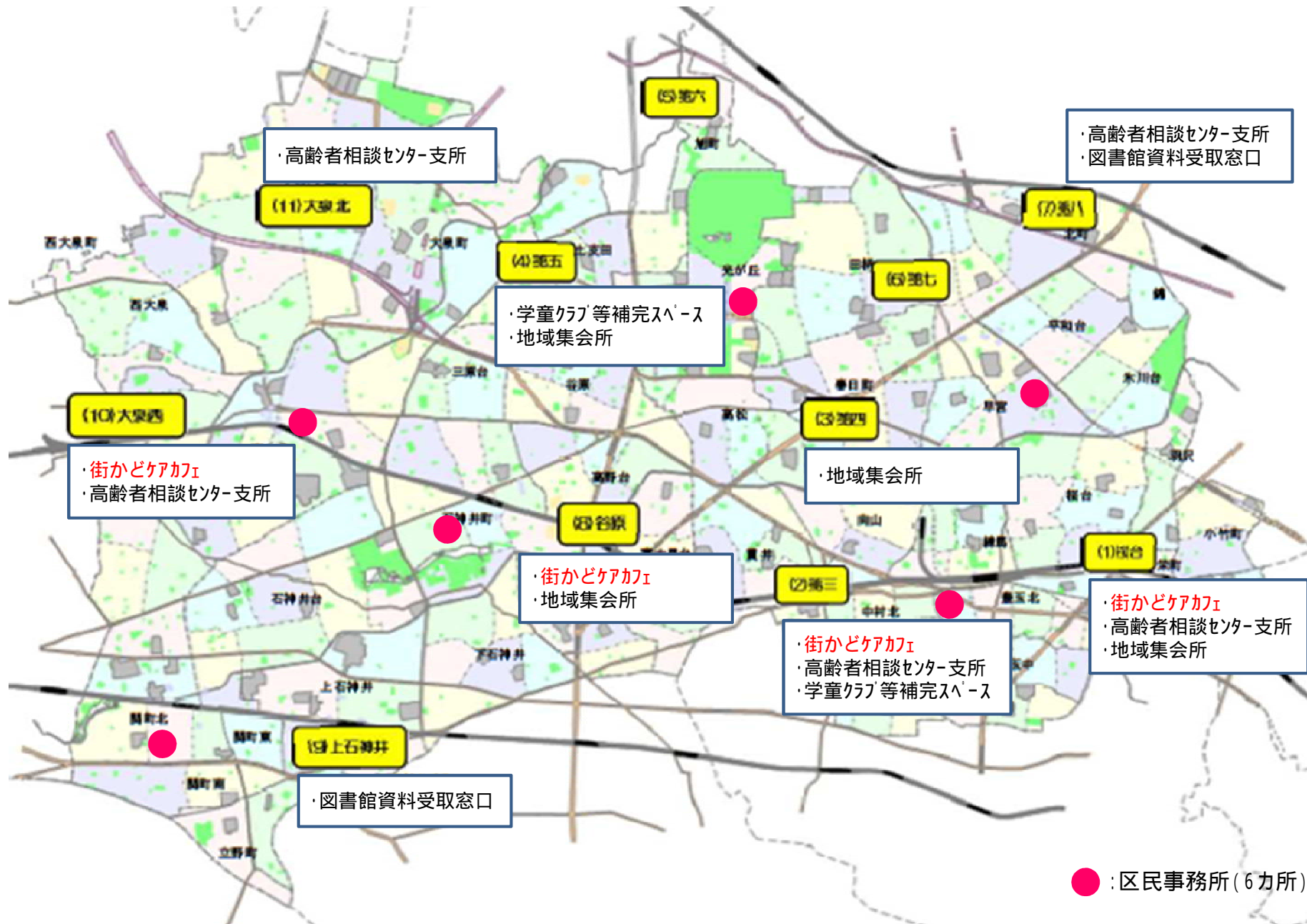
区民サービスの利便性向上への取組

- ・区民事務所は、区民の方の総合窓口として、証明書交付、転出入届出、印鑑登録、区役所取次業務などを実施(6か所・15～47人体制/1か所)
- ・出張所は、各種保険証の回収など区役所への取次業務を実施(11か所・3人体制/1か所)
- ・出張所が果たす役割は、時代の経過とともに大きく変化
- ・平成26年7月、区民事務所数を拡大し、郵便局での証明書交付業務を開始。住民税等の収納手段の多様化などにより、出張所での事務取扱件数は大きく減少。業務効率化の観点から、出張所の業務を縮小(証明書交付・住民税等の収納業務終了)
- ・さらに平成28年4月から、マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付を開始し、サービスを拡大。代替となる区民サービスの利便性が向上し、出張所機能の必要性が低下
- ・これらを踏まえ、出張所を廃止し、新たな行政需要へ対応した機能へ転換する



出張所跡施設活用の方向性について

- ・地域住民の意見をもとに、施設の規模や地域の状況に応じて、 高齢者相談センター支所、 街かどケアカフェ、 図書館資料受取窓口 などとして利用を進める。
- ・H28.10「出張所跡施設活用計画(素案)」を公表。パブリックコメント後、H29.1に計画を策定予定。



4 介護予防・介護サービスの充実



(1) 高齢者の介護予防を推進

交流・相談・介護予防の拠点「街かどケアカフェ」を区内で広く展開

平成28年4月、高齢者が気軽に集い、お茶を飲みながら、介護予防について学べる「街かどケアカフェこぶし」を谷原出張所内にオープン。専門スタッフによる健康相談、介護予防体操のほか、地域団体が日替わりで認知症カフェや傾聴講座を実施し、10月末時点で約6,600人が利用。地域団体との協働で高い効果を上げていることから、「街かどケアカフェこぶし」を更に拡充する。



ア 専門職による相談支援
看護師等が、介護予防、健康、認知症等に関する相談支援を実施

地域団体との協働で事業を実施



イ 気軽に立ち寄れる交流の場の提供
認知症カフェや歌声カフェ、利用者同士の交流

ウ 介護予防・健康増進事業
口コモ体操や認知症講座などで介護予防を推進

今後の展開

- 出張所跡施設3か所に、「街かどケアカフェ」を開設予定。29年度は2か所整備
- 地域団体等が運営するサロンと連携した「街かどケアカフェ・ランチ」を展開。29年度は5か所で実施予定
- 出張所跡施設での整備が困難な地域で、25か所の高齢者相談センター支所が、地域集会所等で「出張型街かどケアカフェ事業」を開始

区分	内容	28年度	29年度	30年度以降
街かどケアカフェ	出張所跡施設を活用、高齢者相談センター支所を併設	1か所 (谷原出張所)	2か所 (第三出張所、大泉西出張所)	1か所 (桜台出張所)
街かどケアカフェ・ランチ	相談・交流・介護予防の2つ以上を実施する地域サロンと協定	1か所 (富士見台特養内)	5か所	拡充
出張型街かどケアカフェ事業	地域集会所等で高齢者相談センター支所が事業として実施	—	25か所	実施

出張所跡施設に「高齢者相談センター支所」5か所を移転

- 高齢者相談センターは、練馬・光が丘・石神井・大泉地域に各1か所ある本所と、25か所の支所が連携して高齢者の相談支援に取り組む支援拠点。
 高齢者相談センター支所を、より身近で利用しやすい窓口とするため、出張所跡施設への移転を進める。(29年度は4か所で実施)
- 今後、更なる利便性の向上に向け、本所・支所体制を見直し、支援体制の強化を検討。

移転後の場所 (表記は現在名称)	移転前の場所	開設予定	備考
大泉西出張所	特別養護老人ホーム内	平成29年7月	街かどケアカフェ併設
大泉北出張所	介護老人保健施設内	平成29年7月	—
第八出張所	デイサービスセンター内	平成29年9月	—
第三出張所	同一フロア内で移転	平成29年度中	街かどケアカフェ併設
桜台出張所	介護老人保健施設前	大規模改修終了後	街かどケアカフェ併設

高齢者の活動拠点「高齢者センター」を新たに開設

- 高齢者センターは、健康づくりやレクリエーション等の高齢者向け事業や活動・交流の場を総合的に提供する健康増進施設。
 これまで光が丘、関、豊玉に整備をしてきたが、平成29年4月、4か所目となる高齢者センターを、関越自動車道高架下を活用し、大泉学園町に新たに開設
- 高齢者センターの名称を、より区民に分かりやすく、使いやすくなるようにするため、名称を変更

「高齢者センター」

来年4月から「はつらつセンター」に名称変更



大泉高齢者センター イメージ図

(2) 介護サービス基盤の整備

特別養護老人ホームを2施設204床を開設

施設名	ベッド数	開設予定
(仮称)練馬の丘キングスガーデン 【練馬2丁目 区有地活用】	特養 96床 ショートステイ 12床	平成29年8月
(仮称)土支田さくらの杜 【土支田2丁目】	特養 108床 ショートステイ 12床	平成29年8月



(仮称)練馬の丘キングスガーデンイメージ図

施設数

都内 1

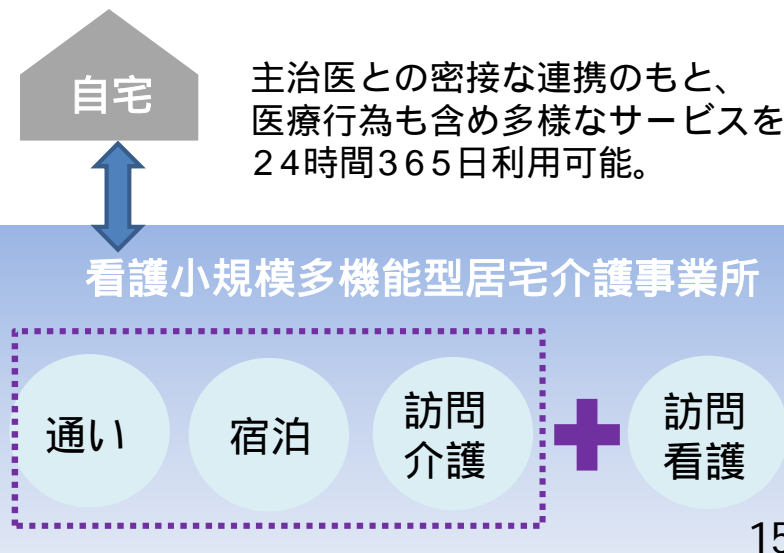
27か所 1,864床

29か所 2,068床

- 平成29年度に2施設204床を開設するほか、30年度以降も、上石神井3丁目の国有地などを活用し、2施設約120床を開設予定
- 今後も、土地所有者に対する土地活用セミナーの実施や公有地の活用などを進め、さらに、土地の定期借地権方式に加え、新たに施設の賃貸借方式を導入し、特別養護老人ホームの整備を促進する。

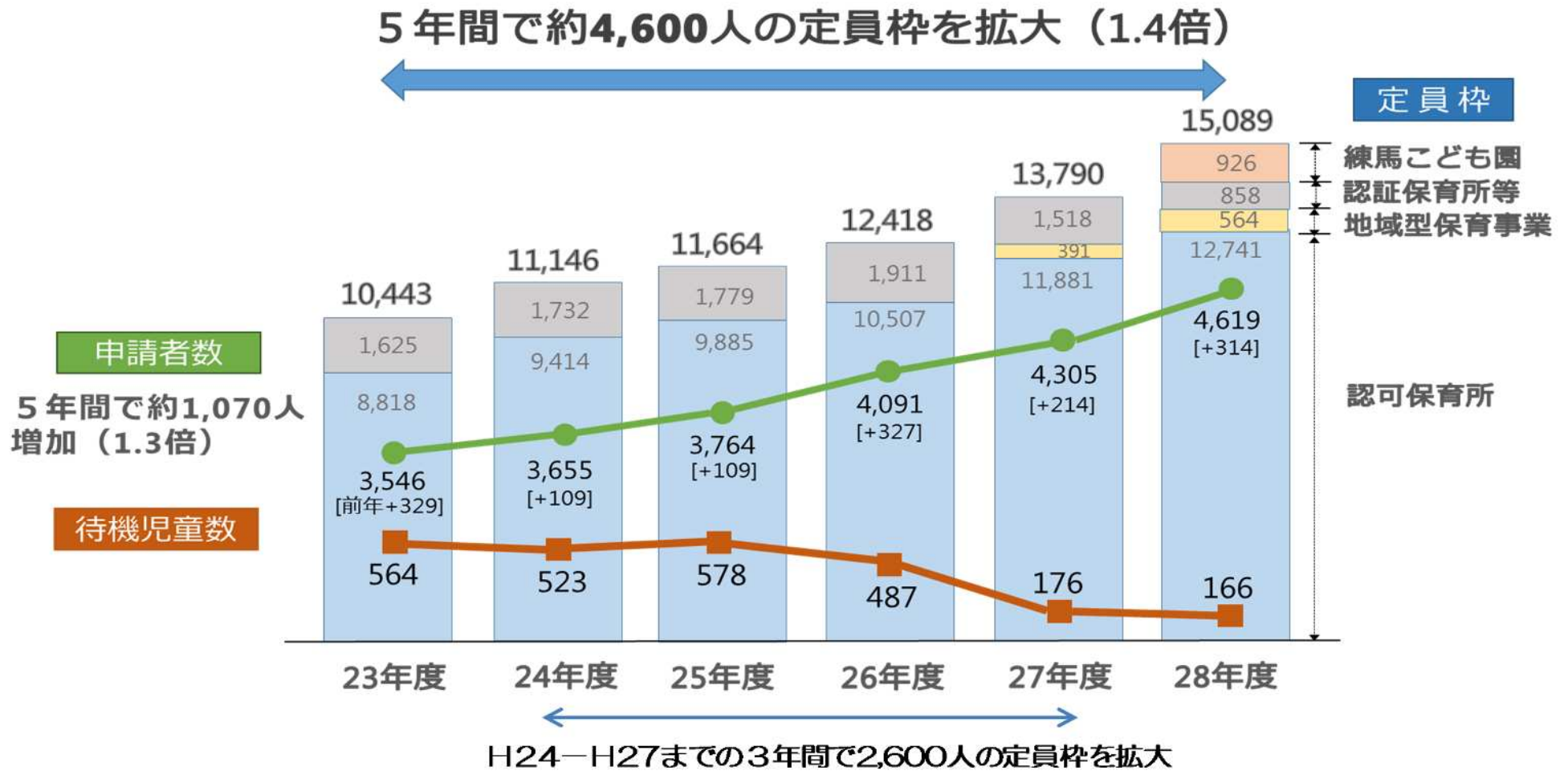
区内初！ 看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設

- 「通い」「宿泊」「訪問介護」のサービスが受けられる小規模の多機能型居宅介護サービスに、新たに「訪問看護」を加えた複合型サービス
- 11月に区内で初めて、大泉学園町に開設
- 今後、大泉学園町に開設される新病院などと連携し、地域における在宅療養ネットワークの一翼を担う。
- 引き続き、在宅生活を支援する看護小規模多機能型居宅介護を区内4か所の整備に向け取り組む。



5 認可保育所および区立幼稚園の保育料改定

これまでの区の実績と待機児童の状況



- 区では、都内最大規模の定員拡大(5年間で4,600人)を行ったが、依然として0~2歳を中心に待機児童(166名)が存在

保育所待機児童が解消されない理由

【理由1】 女性の社会進出による共働き世帯の増加

多様な子育てニーズ

保育は、福祉からサービスへの転換

大都市特有の多様なライフスタイルに応じた子育てへの対応

【理由2】 利用者のコスト負担が低廉

応益負担には限界があるが、持続可能な適正な公的負担が必要

保育園児 1 人あたりの保育に要する経費（平成26年度） 1

単位：千円

項目	区立保育園 2						私立保育園 3		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	全年齢平均		-	
年齢						直営園	委託園		
月額	513	246	219	136	124	192	155	158	
年額	6,153	2,958	2,625	1,627	1,488	2,305	1,856	1,897	

1 区立・私立保育園とも保育料収入を考慮していない。また私立保育園には国や都からの補助金収入がある。

2 大規模改修工事費および委託園事業者選定にかかる経費などを除く。

3 改修工事経費、施設整備費、開園準備経費などを除く。

認可保育園の保育料収入は、運営経費全体の9.5%

待機児童解消に向けた必要な取組

待機児童対策の本来のあり方

- ・ 自治体の保育行政だけでなく、育児休業などの労働政策や児童手当などを含めた総合的な政策として国が取り組むべき
- ・ 社会資源である幼稚園を活用した幼保一元化の実現も不可欠

様々な子育ての形を選択できる社会の実現

区としての取組

- 国に抜本的な取組みを求めるとともに、区として目の前の待機児童解消に最大限努力
- 子育ての形を選択できるよう、多様な教育・保育サービスの展開、**保育料の改正**により、**税と受益者負担のバランスを見直す**とともに、認可保育所、認証保育所、幼稚園等の利用者負担の不均衡を是正

待機児童ゼロ作戦(平成28年5月～)

保育施設の新規整備
既存施設の定員枠拡大
1歳児1年保育の導入



3つの方策で、
定員枠拡大のプラン1000人

区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」の取組

- ・ 将来的な人口減少
- ・ 限りある財政
- ・ 現在ある社会資源の活用



練馬こども園の開設(平成28年4月～)

練馬こども園の効果

- 1 待機児童解消への貢献
 - ・ 練馬こども園が3歳児以降の保育の受け皿 「3歳の壁」解消
 - ・ 保育施設の定員拡大は、0～2歳に集中することが可能
- 2 保護者が教育・保育サービスを選択できる社会の実現
- 3 幼稚園の園児確保

保育所保育料の改定

認可保育所や認証保育所、幼稚園などの利用者負担額に不均衡が生じている
 保育所サービスにかかる経費は、幼稚園や在宅子育てに比べ著しく増大している
 保育料は平成10年度から改定していないため、認可保育所運営経費全体に占める保育料
 収入の割合は9.5%（23区平均は12.5%） 今回の見直しにより10.8%となる

保護者の負担額の差

保育園と認証保育所・幼稚園の保護者負担の比較(平成27年4月1日現在)

	保育園	認証保育所	私立幼稚園 (新制度)
開所時間(1日)	11時間	13時間	4時間(3季休業あり)
対象年齢	0~5歳	0~2歳(一部5歳まで)	満3歳以上
給食	あり	あり	弁当持参(一部外部搬入)
入園料	なし	20,000~40,000円	平均51,500円 (入園料補助金給付後)
保護者 実質負担額 (月額)	0~57,500円 (平均18,000円)	25,000~59,999円	0~14,500円 (平均10,400円)
0~2歳 平均月額保育料	20,800円	48,600円(0歳の補助金給付後)	
1時間当たり	75円	177円	
3歳 平均月額保育料	14,000円	51,000円	10,400円
1時間当たり	51円	185円	156円
4~5歳 平均月額保育料	13,300円	50,000円	10,400円
1時間当たり	48円	182円	156円

保育料の見直しに関する意見募集と結果

< 主な意見 >

- ・ 高額所得世帯の負担が重過ぎる
- ・ 段階的な見直しにしてほしい
- ・ 見直しによる増収分は待機児童対策や保育所の処遇改善に活用してほしい



- ・ 高額所得世帯の原案の保育料額を減額
- ・ 増収分は保育施設の新規整備や保育士の処遇改善等に活用

意見募集結果を踏まえた
認可保育所保育料の見直し案
0～2歳児のD20～30の金額を原案から減額

見直しを行わない階層
(現行の所得税非課税世帯) 約1,400人

見直し額を月額3,000円以下とする階層
(中間所得世帯(在園児の約7割が属する))
約6,400人

見直し額を月額3,000円以上とする世帯
約2,500人

高額所得世帯の階層を新たに追加
(応能負担を推進) 約900人

階層区分	階層区分の定義	児童数	保育料徴収基準額(月額:円、第一子標準時間認定)							
			0～2歳児			3歳児		4・5歳児		
			現行	原案	改定後	現行	改定後	現行	改定後	
A	生活保護受給世帯等	208	0	0	0	0	0	0	0	
B	区市町村民税非課税世帯	1,005	0	0	0	0	0	0	0	
C	区市町村民税均等割のみ課税世帯	94	1,900	1,900	1,900	1,300	1,300	1,300	1,300	
D1	区市町村民税所得割課税額5,000円未満	38	2,400	2,400	2,400	2,000	2,000	2,000	2,000	
D2	10,000円未満	17	3,100	3,100	3,100	2,700	2,700	2,600	2,600	
D3	35,000円未満	244	6,700	7,000	7,000	5,600	5,900	5,600	5,900	
D4	60,000円未満	364	8,300	8,800	8,800	7,300	7,700	7,200	7,600	
D5	85,000円未満	604	9,400	10,100	10,100	9,300	10,000	9,200	9,800	
D6	110,000円未満	663	15,400	16,500	16,500	10,900	11,800	10,800	11,700	
D7	135,000円未満	771	19,100	20,600	20,600	12,700	13,900	12,600	13,700	
D8	160,000円未満	772	21,500	23,300	23,300	14,300	15,700	14,200	15,600	
D9	185,000円未満	768	23,600	25,700	25,700	15,800	17,500	15,700	17,400	
D10	210,000円未満	742	25,500	27,800	27,800	17,000	19,200	16,900	19,100	
D11	235,000円未満	767	27,500	30,200	30,200	18,200	20,900	18,000	20,700	
D12	260,000円未満	682	29,200	32,200	32,200	19,500	22,500	18,000	21,000	
D13	275,000円未満	393	31,000	35,000	35,000	20,700	24,400	18,000	21,400	
D14	290,000円未満	335	32,500	37,000	37,000	21,600	26,100	18,000	21,700	
D15	305,000円未満	287	34,200	39,300	39,300	22,600	27,700	18,000	22,200	
D16	320,000円未満	288	35,700	41,400	41,400	22,600	28,200	18,000	22,500	
D17	335,000円未満	233	37,200	43,500	43,500	22,600	28,700	18,000	22,900	
D18	350,000円未満	218	38,500	45,400	45,400	22,600	29,100	18,000	23,300	
D19	365,000円未満	213	40,000	47,600	47,600	22,600	29,600	18,000	23,600	
D20	380,000円未満	184	43,400	52,000	51,600	22,600	30,000	18,000	24,000	
D21	395,000円未満	130	48,900	59,700	58,100	22,600	30,500	18,000	24,300	
D22	410,000円未満	136	53,700	66,600	63,900	22,600	30,900	18,000	24,700	
D23	425,000円未満	109	57,500	72,500	68,400	22,600	31,400	18,000	25,100	
D24	500,000円未満	412	57,500	73,600	69,000	22,600	31,800	18,000	25,400	
D25	600,000円未満	220	57,500	74,700	69,500	22,600	32,500	18,000	25,900	
D26	700,000円未満	102	57,500	76,400	70,100	22,600	33,200	18,000	26,400	
D27	800,000円未満	48	57,500	78,000	70,700	22,600	33,900	18,000	27,000	
D28	900,000円未満	34	57,500	80,500	71,300	22,600	34,500	18,000	27,500	
D29	1,000,000円未満	12	57,500	83,300	71,900	22,600	35,200	18,000	28,000	
D30	1,000,000円以上	91	57,500	86,200	72,500	22,600	36,200	18,000	28,800	

階層区分を修正)C1 C、C2 D1、C3 D2、以下も順次繰り下げ

区立幼稚園保育料の改定

区立幼稚園保育料は平成19年度から改定していない。その間、私立幼稚園保育料は上昇して、**区立・私立間の保護者負担に不均衡**が生じている
現行の区立幼稚園保育料の設定は、世帯の所得の状況による**応能負担としては不十分**である

保護者の負担額の差

【幼稚園保育料 公私間の保護者負担額の比較】

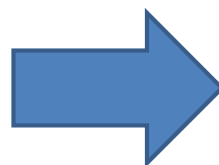
年度	区立(年額) 下段の()内は月額	私立(年額) 下段の()内は月額	差 下段の()内は月額
19	96,000 (8,000)	140,400 (11,700)	44,400 (3,700)
27	96,000 (8,000)	169,200 (14,100)	73,200 (6,100)

保護者負担軽減費補助金を差し引いた実質額

保育料の見直しに関する意見募集と結果

< 主な意見 >

- ・ 高額所得世帯の負担が重過ぎる
- ・ 段階的な見直しにしてほしい



平成29年度に限り高額所得世帯の階層に経過措置を講じる

意見募集結果を踏まえた 区立幼稚園保育料の見直し案

階層区分	階層区分の定義	児童数	現行(月額)	平成29年度(月額)			平成30年度(月額)		
				第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護世帯 区市町村民税非課税世帯等	33	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	区市町村民税均等割のみ 課税世帯	1	2,600円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C	区市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯 (~約360万円)	23	8,000円	8,000円	0円	0円	8,000円	0円	0円
D	区市町村民税所得割課税額 211,201円未満世帯 (約360~680万円)	118		9,300円	0円	0円	9,300円	0円	0円
E	区市町村民税所得割課税額 211,201円以上世帯 (約680万円~)	89		11,500円	1,650円	0円	14,500円	1,650円	0円

国の「子ども・子育て支援新制度」の階層区分に合わせ、よりきめ細かな設定とする
(3階層 5階層)

増収分を
→
充当

- 多子世帯の負担軽減を新たに導入。
第2子以降の保育料を0円とする。(E階層については第3子以降)
- ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等については、
第1子の保育料を0円とする。(D、E階層を除く)
- 経過措置として、H29年度分のE階層保育料に限り、14,500円を
11,500円とする。

保育所保育料見直し分の主な充当事業(案)

保育料見直しによる増収額(試算) 約3億円

- ・ 保育施設の新規整備、保育士の処遇改善、ひとり親・障害者世帯の保育料軽減の拡大などの一部に充当
- ・ 教育・保育サービス間の利用者負担額の不均衡を是正するために、私立幼稚園の入園料補助を増額

	事業(金額は現在の検討額)	内容
保育所関係	保育施設の新規整備(約1億3,000万円)	私立認可保育所、地域型保育事業の新規整備
	保育士の処遇改善(約9億6,000万円)	保育士の宿舍借り上げ支援、キャリアアップ補助
	ひとり親・障害者世帯の保育料軽減を拡充(約4,000万円)	現在は、住民税77,100円以下(見直し案C~D4、D5の一部)のひとり親等世帯は、年齢制限を撤廃し、第1子から半額、第2子以降は無料→要件の拡充
その他	私立幼稚園の入園料補助を増額(約4,000万円)	現在の補助金額4万円からの増額を検討

様々な子育ての形を選択できる社会の実現

6 公共交通空白地域改善計画の改定

(1) 練馬区の公共交通における課題

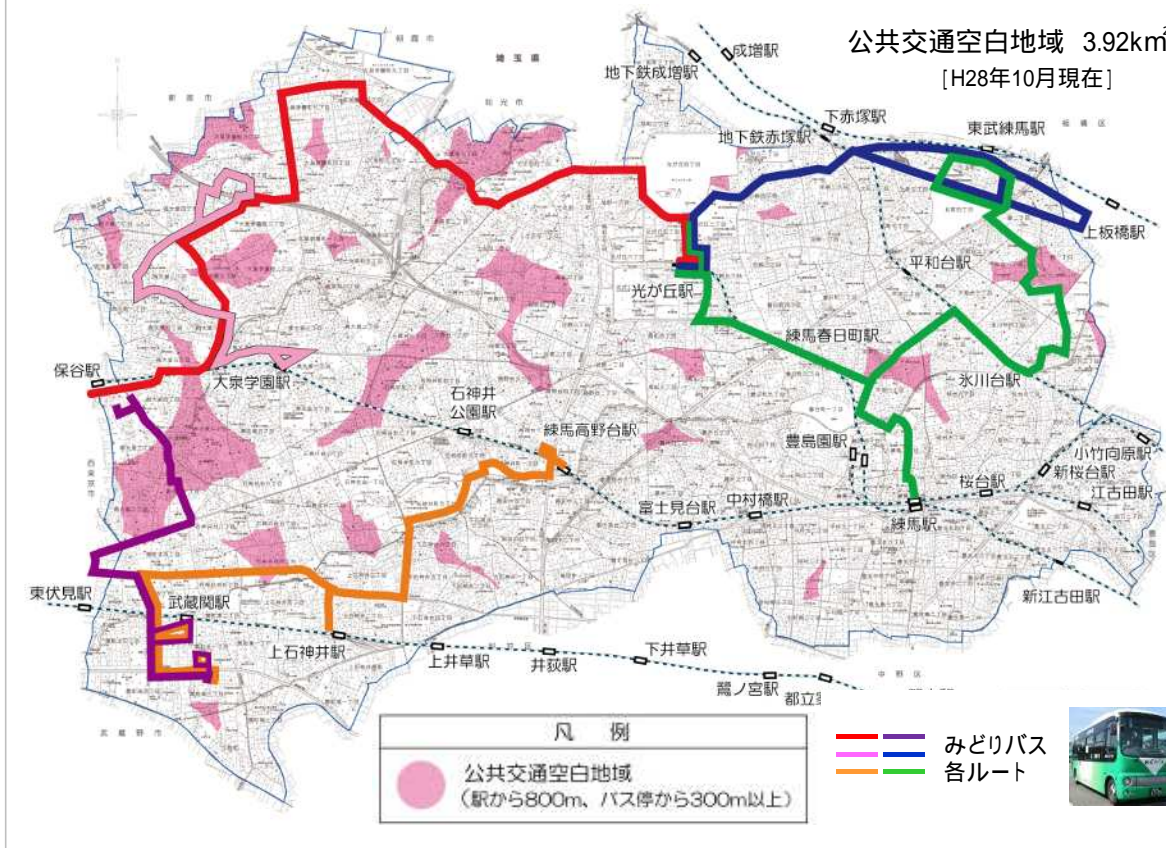
区内の公共交通は、主に東西方向に鉄道、路線バスが南北方向を担う体系

鉄道駅から遠い地域や、路線バスが運行されていない公共交通空白地域が存在

公共交通空白地域とは

鉄道駅から800m以上、30分に1便以上のバス停から300m以上離れている地域

公共交通空白地域図



・ これら空白地域を改善するため、みどりバスを含めた路線バスの再編等の取組を検討

・ 平成21年3月「公共交通空白地域改善計画」を策定し、順次、取組を実施中

路線バスによる公共交通空白地域の改善の取組のほか、練馬区では大江戸線延伸や都市計画道路等の道路整備にも力を入れている。

(2) 地下鉄大江戸線の延伸

[現 状]

23区の中で、数少ない**鉄道空白地域**(区北西部)が存在

➡ 空白地域の解消には、**大江戸線延伸が必要**

[経 過]

平成27年7月 広域交通ネットワーク計画公表【都】
**優先整備5路線の1つに
位置づけられた**

平成28年4月 交通政策審議会答申【国】
**進めるべき6プロジェクトの
1つに選定された**

国と都から整備に向けて、明確な位置づけを得た

平成28年10月30日 大江戸線延伸促進大会
を開催【区】
1200名に及ぶ区民の方々が参加

早期事業着手の実現に向けて、
事業者である東京都との協議を積極的に推進

鉄道空白地域とは
鉄道駅から1km以上離れている地域



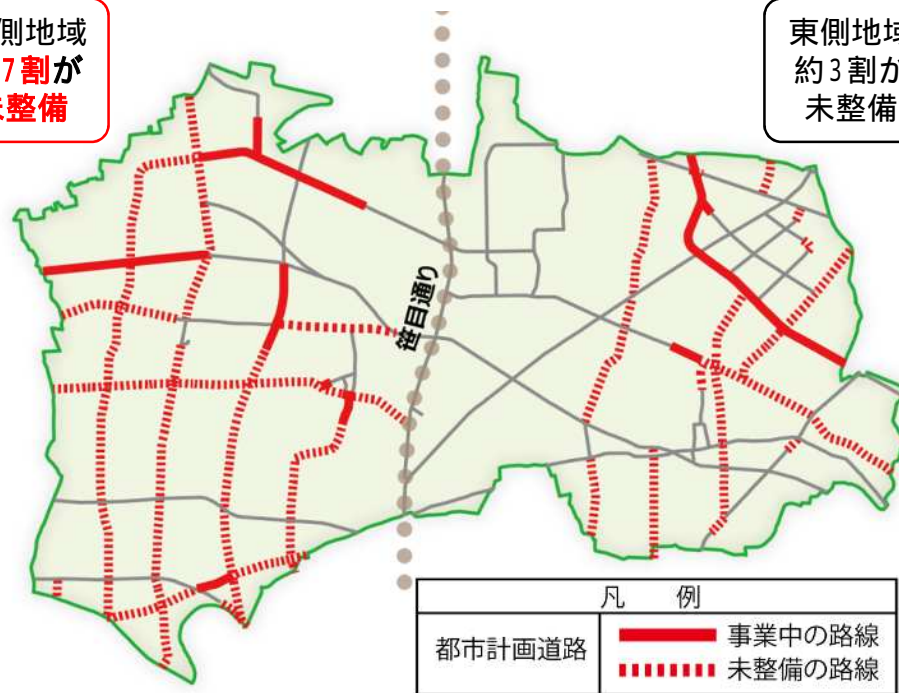
(3) 都市計画道路の整備

[現 状]

- ・練馬区は23区の中で、都市計画道路の整備が遅れている
(23区平均 約64%、**練馬区 約50%**)

西側地域
約7割が
未整備

東側地域
約3割が
未整備



- ・交通渋滞が発生し、歩行空間、避難路の確保が不十分であるなど、区の発展には大きな妨げ

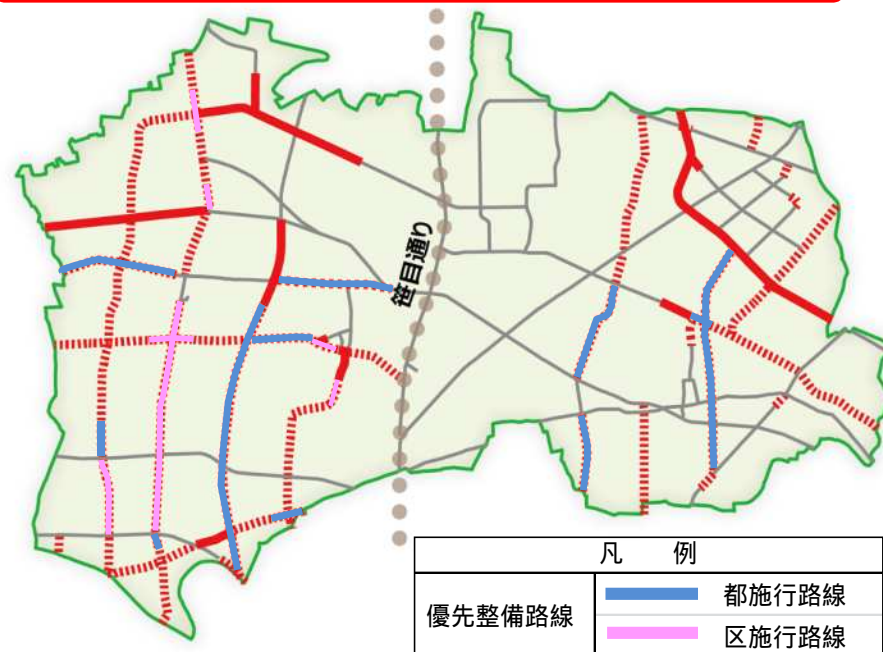
積極的な道路整備への取組が不可欠！

[第四次事業化計画(H28～H37)]

- ・都内で最長の優先整備路線(18.5km)の整備を推進

優先整備路線：優先的に整備すべき路線

完成時の整備率：区内全体で約8割を目指す



- ・交通の円滑化だけでなく、電線類の地中化、快適な歩道空間の確保、防災性も向上

- ・整備後は、新たな路線バスの運行も可能に！

(4) 公共交通空白地域改善計画の改定

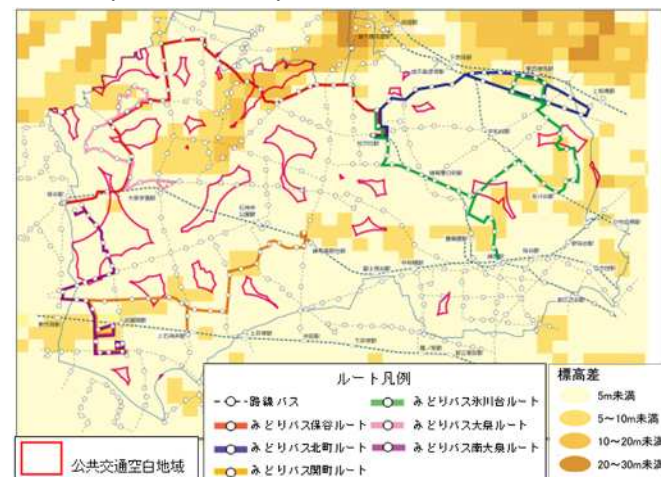
大江戸線延伸や都市計画道路整備の取組を進めながら、みどりバスを含む路線バスによる「公共交通空白地域」の改善に対する取組も実施中

現行の「公共交通空白地域改善計画」の策定以降、改善策の順次実施により、**0.82km²**の空白地域を改善
空白地域の解消には至っていない

実施困難な改善策の見直しや道路整備の進捗、高齢化の進展、高低差等の地形への対応など、現状にあった計画への見直しが必要

現行の「公共交通空白地域改善計画」を改定する

標高差（250mメッシュ）と公共交通空白地域の分布図



改定の検討事項（抜粋）

- ・ 高齢化、高低差に配慮したバス停設置
- ・ みどりバスの運行ルート再編
- ・ みどりバスの30分1便運行 etc.

(5) 今後の予定

平成28年12月下旬 改善計画(改定素案)の公表
公表後～1月下旬 パブリックコメント実施

平成29年1月下旬 改善計画(改定案)の作成
～3月下旬

平成29年3月下旬 「公共交通空白地域改善計画」改定(予定)
新たな改善計画により、具体的に改善策を検討開始



練馬区 みどりバス